## 電子契約サービストライアル利用規約

## 第1章 総則

## 第1条 (用語の定義)

本規約における用語の定義を、それぞれ以下の各号のとおり定める。

- (1) 「本サービス」とは、サービス提供者が提供する電子契約サービストライアルをいう。
- (2) 「サービス提供者」とは、本サービスの提供者である日鉄ソリューションズ株式会社をいう。
- (3) 「利用者」とは、本契約をサービス提供者と締結し、本サービスの提供を受ける日本国内に主たる拠点を有する者をいう。
- (4) 「本契約」とは、本規約に基づきサービス提供者と利用者との間で締結される本サービスの提供及び利用に関する契約をいう。
- (5) 「追加利用者」とは、日本国内に主たる拠点を有する、以下の①から③に定める者をいう。
  - ① 利用者の代理人
  - ② 利用者が業務を委託する第三者(アウトソーシング業者を含むがこれに限定されない。)
  - ③ サービス提供者が事前に書面により別途認めた者
- (6) 「取引先」とは、ワークスペースを利用して利用者と取引を行う利用者以外の者であって、サービス提供者と本サービスの提供及び利用に関する契約を締結する者をいう。
- (7) 「管理責任者」とは、利用者が、本サービスの利用を管理するために任命し、サービス 提供者に通知した利用者の従業員をいう。
- (8) 「ユーザー」とは、利用者又は取引先より本サービスの利用を許可された利用者又は取引先に所属する個人をいう。
- (9) 「ID」とは、本サービスの利用に関し、個々のユーザーが入力するログイン名をいう。
- (10)「パスワード」とは、本サービスの利用に関し、個々のユーザーが ID に応じて入力する パスワードをいう。
- (11)「登録データ」とは、ユーザーが本サービスに登録した全ての文書のデータ(文書データ)及び属性のデータ(属性データ)をいい、「本サービス」の定義には含まれない。
- (12)「第三者製品」とは、本サービスを構成する、サービス提供者以外のサードパーティ (「第三者ベンダー」という。)が製造した又は著作権若しくは使用許諾権を有するソフトウェア、ハードウェア(付随する記録媒体、印刷物及びオンライン又は電子文書を含む。)又はサービスをいう。
- (13)「ワークスペース」とは、利用者と取引先との間で電子契約の締結や文書データの保管 等を行うために作成される本サービス内の作業スペースをいう。

## 第2条 (契約の成立)

- 1. 本契約は、本サービスの利用を希望する者(以下、「利用希望者」という。)がサービス提供者所定の申込書(以下、「本申込書」という。)により申込を行い、サービス提供者が当該申込みを承諾し利用希望者に書面又はメール等の電子的手段で通知したときに成立するものとする。利用希望者は、本契約の成立時点で本規約に定める「利用者」となるものとする。
- 2. サービス提供者は、本契約締結後であっても、利用者が以下各号のいずれかに該当することが判明した場合、本契約を解除できるものとする。
  - (1) 利用者が実在しないとき
  - (2) 過去に本規約の違反等でサービス提供者から契約を解除されたことがあるとき
  - (3) 本契約に基づく債務の履行が困難であると認められる事由が存在するとき

## 第3条(利用規約の確認・承諾)

利用者は、本契約の成立時点で本規約の内容を確認し、これに従うことを承諾しているものとみなす。

## 第4条(変更通知)

利用者は、以下の事項に変更がある場合、速やかにサービス提供者に変更内容を通知するものとする。利用者が当該通知を怠ったことにより利用者に不利益が生じた場合であっても、サービス提供者はその責任を負わないものとする。

- (1) 会社名
- (2) 第14条(管理責任者)に定める管理責任者

#### 第5条(規約の適用)

- 1. サービス提供者は、本規約並びに第三者製品に関するサービス仕様及び提供条件の定めに 従い、本サービスを利用者に提供する。
- 2. 本規約と第三者製品に関するサービス仕様及び提供条件が異なるときは、当該サービス仕様及び提供条件に定められた範囲で利用規約が適用される。
- 3. 第三者製品及び利用規約
  - (1) Okta

 $\underline{\text{https://www.okta.com/sites/default/files/2022-02/MasterSubscriptionAgreement-English-Q1\%20FY23.pdf}$ 

- (2) SendGrid
  - https://sendgrid.kke.co.jp/terms/
- (3) Microsoft Azure

https://www.microsoft.com/licensing/terms/productoffering/MicrosoftAzure/MCA/

### 第2章 サービスの内容

## 第6条(サービスの内容)

- 1. 本サービスの内容は、以下に定めるものとする。
  - (1) 本サービスでは、以下の機能をSaaS型で提供します。
    - ① ログイン機能
    - ② 文書データの登録(\*1)
    - ③ 属性データの登録(\*1)
    - (4) 文書データへの電子署名 (\*1)
    - ⑤ 文書データの改訂履歴管理
    - ⑥ 電子証明書の保管
    - ⑦ 文書データの保管、検索
    - ⑧ 属性データによる検索
    - ⑨ 契約関係者への通知メール
    - ⑩ ユーザー管理機能
    - ① 利用状況照会
    - ② 法人番号の登録・チェック機能
    - (3) AI-OCR (オプション機能) (\*1)
    - (\*1) ワンタイムユーザーの対象機能

## (2) 登録する文書データのフォーマット

本サービスに登録する文書データのフォーマットは、電子署名/電子捺印を付与する文書データの場合はPDF形式とし、電子署名/電子捺印を付与しない文書データの場合にはフォーマットの制限はありません。

#### (3) 法人番号システムWeb-API機能の利用

本サービスの法人番号の確認機能は、国税庁法人番号システムWeb-API機能を利用していますが、本サービス機能の内容は、国税庁によって保証されたものではありません。

## (4) AI-OCR

- ① 機能概要
- ・AI-OCRオプション契約を持つ利用者が作成したワークスペース内において、利用者および取引先が本機能を利用可能です。
- ・新規登録するPDFを選択すると、PDF内の項目から文字を自動で読み取り、各ドキュメントプロパティへ文字を自動セットします。
- ・AI-OCR機能仕様に定めのなき事項については、本契約の利用規約によるものとします。
- ② 機能仕様
- ・本機能における読み取り文字の正しさおよび処理速度を保証するものではありません。 ユーザーが読み取り文字の正しさを確認のうえ、データ登録をしていただきます。
- ・本機能ではAzure OCR および Azure OpenAIを使用し、Microsoft Azure 利用規約に従います。
- ・本機能で使用されたデータは、Azure OpenAIの学習データに利用されないもとします。

・サービス提供者は、本機能で使用するAzure OpenAIのモデルバージョンを任意で変更できるものとします。

## (5) ワンタイムユーザー機能

- ① 有償利用者は、ワンタイムユーザー機能を利用することで、取引先に対して電子署名等の操作を行うための有効期限付きアクセス URL を発行・送付することができます。この URL を受領してアクセスする第三者を「ワンタイムユーザー」といいます。
- ② 有償利用者は、ワインタイムユーザーが閲覧や電子署名等の操作を行える対象と、その有効期限を設定することができます。(有効期限の設定は組織管理者権限が必要です)
- ③ ワンタイムユーザーは、発行された URL に ID 及びパスワードの入力なくアクセスが可能であり、有償利用者が設定した範囲で本サービスを利用することができます。
- ④ 有効期限の経過後は、当該 URL によるアクセスは無効となり、ワンタイムユーザーによるドキュメントの閲覧、ダウンロードおよび電子署名等操作は一切行えなくなります。
- 2. 本サービスの利用地域は、日本国内に限る。
- 3. サービス提供者は、利用者への事前の通知なしに、本サービスの内容について変更できる。

### 第7条(サービス期間)

本サービスのサービス期間は、本サービスの申込書の要項の所定欄に定めるとおりとする。

#### 第8条(サービス利用可能時間)

本サービスの利用可能時間は、以下のとおりとする。

月曜日~土曜日 7:00 - 23:00 (日本標準時)

#### 第3章 利用料金

#### 第9条(利用料金)

本サービスの利用料金は無償とする。

### 第4章 利用者の義務等

#### 第10条(本サービスの利用)

- 1. 利用者は、サービス提供者が提供する電子契約サービスの導入検証以外の目的で本サービス を使用し、又は第三者をして使用させてはならない。
- 2. 利用者が本サービス上に登録するデータは、個人情報(ユーザ登録に必要な情報を除く)や 秘密情報を登録してはならない。登録情報に関して当社は一切の責任を負わない。
- 3. サービス提供者は、本サービス上の利用者の環境にアクセスし、設定変更や登録データの閲覧を行うことができる。

## 第11条(自己責任の原則)

- 1. 利用者の責に帰すべき事由により、サービス提供者に対して第三者よりクレーム若しくは 請求がなされ、又は訴訟が提起される等の紛争が生じた場合には、利用者は、自己の責任 と費用で、必要な是正措置を速やかに取るとともにサービス提供者を防御し当該紛争を解 決するものとする。
- 2. 利用者は、本サービスが、本サービスに不具合が発生した場合に、死亡、重大な人身損害、重大な物理的損害、又は環境の破壊に繋がるような使用を目的(以下「禁止された使用目的」という。)で考案され、提供されるものではないことを確認し、禁止された使用目的のために本サービスを使用し、又は第三者に使用させないことを保証する。

### 第12条(インターネット接続及び利用環境)

- 1. 利用者は、本サービスを利用するために、自らの責任でインターネットに接続し、以下利用環境を維持するものとする。
  - (1) OS: Windows10,11 (PC 版ページにおいてはタッチパネルを除く)
  - (2) ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome
  - (3) モバイル: iOS (Safari)、Android (Google Chrome) ※一部機能のみ対応
  - (4) 回線: Internet SSL
  - (5) PDF ビューア: Adobe Reader 最新版、Acrobat Reader DC
- 2. 利用者は、インターネット接続及び利用環境について、善良なる管理者の注意をもって、 妨害攻撃、不正アクセス、情報漏洩等のセキュリティ事故が生じないよう管理するものと する。

#### 第13条(法令等の遵守)

- 1. 利用者は、本サービスの提供及び本サービスの利用に関して適用される各種業法、及び輸出規制等その他全ての法規制(日本法に限らず、関係する諸外国の法規も含む。)を遵守する。
- 2. 利用者は、本サービスで提供される、第三者製品に関して、当該第三者の定める使用許諾条件(以下「第三者製品利用条件」という。)に従うものとする。

#### 第14条(管理責任者)

- 1. 利用者は、本サービス利用開始前に管理責任者を任命し、管理責任者の登録・変更は、利用者が、遅滞なく、サービス提供者に電子メールで通知するものとする。
- 2. サービス提供者は、管理責任者に管理責任者用 ID 及びパスワードを通知する。管理責任者 ID 及びパスワードは管理責任者のみ使用できるものとし、管理責任者は第三者に開示して はならない。
- 3. サービス提供者は、以下の事由が発生したとき、その旨を本サービスの提供が行われるインターネット上のページに表示するか、又は管理責任者に電子メールで通知するものとする。

- (1) 本規約の変更
- (2) 新サービスのご案内及び新機能の提供
- (3) 本サービスの提供の一時停止
- (4) 本サービスの重大な障害に関するお知らせ
- (5) その他本サービスに関するお知らせ

## 第15条 (ID 及びパスワードの管理)

利用者は、自己の ID 及びパスワードを第三者に開示しないものとする。また、利用者は、自己の ID 及びパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、管理責任者を通じて直ちにサービス提供者にその旨を連絡するとともに、サービス提供者からの指示がある場合にはこれに従うものとする。

### 第16条(障害が生じた場合の措置)

- 1. 利用者は、本サービスに障害が生じたときは、以下の各号の定めに従い、速やかにその旨をサービス提供者に通知する。
  - (1) 利用者からの連絡は、管理責任者を通してのみ行うことができる。
  - (2) サービス提供者への連絡は、営業担当に対して行うものとする。
  - (3) 管理責任者は、サービス提供者の指示に従い、ID 及び障害の具体的内容等の必要な情報 を提供するものとする。
- 2. サービス提供者は、本サービスに障害が生じたときは、以下の各号の定めに従い、速やかにその旨を利用者に通知する。
  - (1) サービス提供者から利用者への連絡は、本サービスの提供が行われるインターネット上のページに表示するか、又は電子メールで行うものとする。
  - (2) サービス提供者から利用者への連絡を電子メールで行う場合は、管理責任者に対して送信し、管理責任者への送信をもって利用者への通知とみなす。
- 3. サービス提供者は、第1項に定める利用者による通知が行われた場合は、第2項に定める 通知を要しないものとする。
- 4. サービス提供者が第1項の通知を受けたとき、又は、サービス提供者が本サービスの障害を発見したときは、サービス提供者又はサービス提供者が指定する者がその原因を調査し、早急な修復に努めるものとする。
- 5. 第1項又は第2項の障害が利用者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該障害の調査及び修復に要した費用は、利用者が負担する。

#### 第17条(禁止事項)

- 1. 利用者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとする。
  - (1) サービス提供者若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
  - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為

- (3) 本契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又はサービス提供者若しくは第三者に不利益を与える 行為
- (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (10) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (11)無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
- (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (13) 本サービスの他の利用者による利用に重大な支障を与える、又は与えるおそれのある態様において本サービスを利用する行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
- (15) 第三者製品利用条件に反する行為
- (16) 次に掲げる情報を送信または掲載する行為
  - ① 人種、民族、信仰、社会的身分に関する情報
  - ② 診療、調剤に関する情報
  - ③ 心身の障がいに関する情報
  - ④ ゲノムに関する情報
  - ⑤ 犯罪に関する情報
  - ⑥ 犯罪により害を被った事実に関する情報
  - ⑦ 信用与信情報
  - ⑧ 性生活又は性的指向に関する情報
  - ⑨ 労働組合に関する情報
- 2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちにサービス提供者に通知する。
- 3. サービス提供者は、本サービスの利用に関して、利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は利用者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に利用者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとする。但し、サービス提供者は、利用者の行為又は利用者が提供又は伝送する(利用者の利用とみなされる場合も含む。)情報(データ、コンテンツを含む。)を監視する義務を負うものでない。

## 第18条(追加利用者による利用)

追加利用者による本サービスの利用については、以下のとおりとする。

- (1) 利用者は、自己の責任において、日本国内における追加利用者に、本契約の条件に従って、利用者の業務処理目的に限定して本サービスを使用させることができる。
- (2) 前号の場合、利用者は、追加利用者に対し本契約の内容(サービス提供者と利用者間の取引条件等、性質上追加利用者に適用できないものを除く。)を遵守させるものとし、追加利用者による本サービスの利用に関する一切の行為につき連帯して責任を負うものとする。
- (3) 追加利用者に付与される一切の権利は利用者を通じて行使されるものとし、追加利用者に対するサービス提供者からの通知は利用者になされれば足りるものとする。

### 第5章 サービス提供者の義務等

### 第19条(損害賠償の範囲)

本サービスの利用により、利用者又は第三者に損害が発生した場合、当該損害について、サービス提供者は何らの責任も負わないものとする。

## 第20条(本サービスの責任の範囲)

- 1. サービス提供者は、本サービスにつき一切の保証を行わず、本サービスが応答速度その他の品質を満たすこと、利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用者に適用のある法令又は諸規則若しくは基準等(業法、輸出規制、情報保護規制等を含み、日本に限らず、関係する諸外国の法令、規則、基準等も含む。)に適合すること、継続的に利用できること、不具合が生じないこと、及び第三者の権利を侵害しないこと等について、一切の責任を負わないものとし、利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとする。
- 2. 本サービスは、取引先の本人性や合意権限を有することを確保、保証するものではなく、 サービス提供者はこれらについて一切の責任を負わないものとする。
- 3. 第三者製品につき、本規約に明示的に定められているものを除き、第三者ベンダーが負う 責任を超えて、サービス提供者が、第三者製品利用条件に基づく賠償責任その他の保証及 び責任を負うことはないものとする。

## 第6章 雑則

#### 第21条(本サービスの委託)

サービス提供者は、本サービスの一部を自己の責任において第三者に委託できるものとする。この場合、サービス提供者は、当該第三者に本契約において自己が負うのと同様の義務を 課するものとし、当該第三者による当該義務の遵守について責任を負うものとする。

## 第22条(秘密保持)

- 1. 本規約において、「秘密情報」とは以下各号のいずれかに定めるものをいう。
  - (1) 秘密である旨を書面又は媒体により特定のうえ開示された情報
  - (2) 口頭により秘密である旨を指定して開示された情報のうち、開示後7日以内に開示者より開示内容について双方にて明確に認識し得る程度に書面又は媒体により特定されたもの
  - (3) 本サービスの画面
  - (4) 本サービス用の WEB ページ及びインターネット上のページに掲載している内容
  - (5) 本サービスの利用方法、操作方法等に関してサービス提供者が提供する書面(電子媒体を含む)に記載の情報
  - (6) ID、パスワード
  - (7) 本契約の内容
- 2. サービス提供者及び利用者は、事前に相手方の書面又は電子メールによる同意を得た場合を除き、本サービスに関して相手方から開示された秘密情報及び本サービスに関して知り得た秘密情報を、第三者に開示し、又は本サービスの利用若しくは提供の目的以外に使用してはならない。但し、次の各号に該当するものはこの限りではない。
  - (1) 相手方から開示を受ける以前に既に保有し、又は開示された後秘密情報を利用することなく独自に知得したもの
  - (2) 相手方から開示を受ける以前に既に公知であったか、又は開示された後自らの秘密保持 義務に違反することなく公知となったもの
  - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
  - (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発したもの
- 3. 前項の定めにかかわらず、サービス提供者及び利用者は、法令により又は権限のある行政 機関若しくは司法機関により秘密情報の開示を要求された場合、法令が許容する限り、当 該要求のあった旨を遅滞なく開示者に通知し、開示する情報について秘密として取扱いが 受けられるよう合理的な努力をしたうえで、適法に開示が要求されている最小限の範囲の み開示することができるものとする。
- 4. 第2項の規定にかかわらず、サービス提供者は、本サービス遂行のため、自己が必要と認めた場合には、本サービスのリソースの調達先又は本サービスの委託先に対して、当該調達又は委託のために必要な範囲で、利用者から事前の承諾を受けることなく秘密情報を開示することができる。但しこの場合、サービス提供者は当該調達先又は委託先に対して、本条に基づきサービス提供者が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとし、当該調達先又は委託先による当該義務の遵守について責任を負うものとする。
- 5. 本条に基づく秘密保持に関する義務は、本契約の終了後3年間有効に存続するものとする。

### 第23条(個人情報)

1. 利用者及びサービス提供者は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その

他業務上の情報に含まれる個人情報を本サービスの目的の範囲内でのみ使用し、第三者に 開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律 を含む関連法令を遵守するものとする。なお、利用者の個々のユーザーの個人情報は、利 用者が責任を持って当該ユーザーからの同意を得たうえで、取得するものとする。

2. サービス提供者は、本サービス遂行のため、自己が必要と認めた場合には、本サービスの リソースの調達先又は本サービスの委託先に対して、当該調達又は委託のために必要な範 囲で、利用者から事前の承諾を受けることなく個人情報を開示することができる。但しこ の場合、サービス提供者は当該調達先又は委託先に対して、本条に基づきサービス提供者 が負う義務と同等の義務を負わせるものとし、当該調達先又は委託先による当該義務の遵 守について責任を負うものとする。

### 第24条(第三者製品におけるデータ)

第22条(秘密保持)及び第23条(個人情報)の定めにかかわらず、第三者製品における登録データの取扱いについては、当該第三者ベンダーが定めるサービス仕様及び提供条件等が本規約に優先して適用される。

# 第25条(知的財産権の帰属等)

- 1. 本サービスに関する一切の知的財産権及びその他の権利は、サービス提供者又は第三者製品に係る第三者ベンダーに留保されるものとし、利用者が本サービスを利用することによって、本サービスに対する権利又は知的財産権が利用者に譲渡されることはない。
- 2. 利用者は、本サービスに含まれ、又は付されている著作権、商標又はその他の知的財産権 表示を削除、修正、又は不明瞭にすることはできないものとする。
- 3. 利用者は、本サービスについて、偽造、違法コピー、その他の知的財産侵害の疑いを把握した場合は、サービス提供者に速やかに報告し、サービス提供者の求めに応じ調査に協力するものとする。

#### 第26条(知的財産権侵害に関する責任)

利用者による本サービスの利用について、第三者から著作権、産業財産権等を侵害するものであるとして利用者に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「請求等」という。)がなされた場合、利用者の責任と費用において請求等への対応を行うものとする。

## 第27条(本規約の変更)

- 1. サービス提供者は、本規約について、本サービスの提供の目的のために必要かつ合理的な変更を随時行うことができる。本規約の変更はサービス提供者が定める発効日から適用されるものとする。
- 2. 利用者は、第三者製品に関するサービス仕様及び提供条件が当該第三者ベンダーにより随時変更されるものであり、その場合、変更後のサービス仕様及び提供条件の範囲で本サービスが提供されることを承諾するものとする。

## 第28条(提供の中止)

サービス提供者は、本サービスの運用上やむを得ない事情がある場合、又は利用者が本契約に定められた義務を怠った場合等、本サービスの提供を中止すべき事情があると合理的に判断した場合、利用者に対しあらかじめ何ら通知することを要せず、本サービスの提供の全部又は一部を中止できる。

# 第29条(解約)

利用者及びサービス提供者は、いつでも本契約を解約できる。但し、サービス提供者が解約 する場合は、利用者に対し事前に通知することを要するものとする。

## 第30条(サービス終了時の処理)

サービス提供者は本サービスの終了日翌日以降に登録データを抹消するものとする。利用者は、利用者が引き続きサービス提供者との間で本サービスの利用に関する有償の契約を締結する場合であっても、登録データは引き継がれないことを確認する。

### 第31条(権利の譲渡制限)

利用者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。なお、第 18 条 (追加利用者による利用) に基づき追加利用者に本サービスを利用させることは権利の譲渡とはみなされない。

### 第32条(反社会的勢力の排除)

- 1. 利用者及びサービス提供者は、以下の各号を保証する。なお、両当事者間で別途同趣旨の合意をした場合にはそれによるものとする。
  - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体、暴力主義的破壊活動を行う団体又はこれらに準ずるもの(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。
  - (2) 自らの役職員が、本契約に関し、著しく粗野又は乱暴な言動を用いて不当な要求を行わないこと。
  - (3) 反社会的勢力に対する資金提供その他の行為を行うことを通じて、意図して反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していないこと。
  - (4) その知る限りにおいて、その特別利害関係者(実質的な支配権を有する株主、役員、及びその配偶者、並びにこれらの者が発行済株式数の過半数を所有する会社)が前各号に反しないこと。
- 2. 利用者又はサービス提供者が前項に違反した場合、相手方は本契約を直ちに解約できるものとする。本項に基づく解約により前項に違反した当事者に損害が発生した場合であっても、解約した当事者は当該損害を賠償する責を負わないものとする。

#### 第33条(合意管轄)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所と する。

### 第34条(準拠法)

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

# 第35条(余後効)

第 11 条 (自己責任の原則)、第 18 条 (追加利用者による利用)、第 19 条 (損害賠償の範囲)、第 20 条 (本サービスの責任の範囲)、第 22 条 (秘密保持)、第 23 条 (個人情報)、第 25 条 (知的財産権の帰属等)、第 26 条 (知的財産権侵害に関する責任)、第 30 条 (サービス終了時の処理)、第 33 条 (合意管轄)、及び第 34 条 (準拠法)の定めは本契約終了後も有効とする。

# 第36条(協議事項)

利用者及びサービス提供者は、本契約に定めのない事項又は本契約に関する解釈上の疑義については、協議のうえ解決する。

附則 本規約は、2025 年 7月 1 日より発効する。

\_\_\_\_\_

(改定履歴)

2025年2月1日作成(V20250201)2025年3月15日改定(V20250315)2025年7月1日改定(V20250701)